

第3 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和5年度決算における健全化判断比率（4指標）および資金不足比率については、次のとおりです。

(1)健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項 目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 R4 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 11,179 (黒字)	— 実質収支額 18,776 (黒字)	3.75	
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 11,179 公営事業資金剰余額 21,851 計 33,030 (黒字)	— 実質収支額 18,776 公営事業資金剰余額 24,251 計 43,027 (黒字)	8.75	
	実質公債費比率	11.6	12.1	25.0	
	将来負担比率	164.5	169.4	400.0	
	水道事業	— 資金剰余額 9,767 (黒字)	— 資金剰余額 11,036 (黒字)	20.0	
資金不足比率	企業会計	工業用水道事業	— 資金剰余額 7,181 (黒字)	— 資金剰余額 7,318 (黒字)	20.0
		電気事業	— —	— 資金剰余額 399 (黒字)	20.0
	病院事業	— 資金剰余額 1,783 (黒字)	— 資金剰余額 1,870 (黒字)	20.0	
	流域下水道事業	— 資金剰余額 713 (黒字)	— 資金剰余額 657 (黒字)	20.0	
	特別会計	地方卸売市場事業	— 資金剰余額 29 (黒字)	— 資金剰余額 18 (黒字)	20.0
港湾整備事業		— 資金剰余額 3 (黒字)	— 資金剰余額 4 (黒字)	20.0	

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生をめざすこととなります。

※4 「公営事業資金剰余額」には、算定上、貸付事業関連の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業、就農施設等資金貸付事業等、林業改善資金貸付事業、沿岸漁業改善資金貸付事業、中小企業者等支援資金貸付事業等）に係る実質収支額は含まれません。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に公営事業会計を加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.5ポイント改善し、「11.6%」となりました。なお、早期健全化基準である25%を約13%下回っています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から4.9ポイント改善し、「164.5%」となりました。なお、早期健全化基準である400%の2分の1以下の数値となっています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

(3)実質公債費比率及び将来負担比率の内訳

実質公債費比率の内訳

(千円・%)

区 分	R3年度決算	R4年度決算	R5年度決算	分母比
分子 ①=②+③-④	44,922,849	46,579,467	41,481,743	10.9
元利償還金(公債費充当一般財源等額) ②	105,448,724	105,554,115	100,045,984	26.4
準元利償還金 ③				
積立不足額を考慮して算定した額	678,790	0	0	0.0
満期一括償還地方債に係る年度割相当額	7,353,333	8,190,000	9,093,333	2.4
公営企業債の元利償還金に対する繰入金	3,070,420	3,201,204	2,542,962	0.7
組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等	1,004,004	1,004,405	951,407	0.3
債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)※	638,871	550,377	434,058	0.1
一時借入金の利子	7	0	0	0.0
算入公債費等の額 ④	73,271,300	71,920,634	71,586,001	18.9
分母 ⑤=⑥-⑦	386,750,142	373,298,273	379,167,938	100.0
標準財政規模 ⑥	460,021,442	445,218,907	450,753,939	118.9
算入公債費等の額 ⑦	73,271,300	71,920,634	71,586,001	18.9
実質公債費比率(単年度) ① / ⑤ × 100	11.6	12.5	10.9	
実質公債費比率(3か年平均)	12.0	12.1	11.6	

(※)債務負担行為に基づく支出額の内訳				
国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	302,324	194,039	60,900	0.0
地方公務員等共済組合に係るもの	231,957	243,852	248,788	0.1
その他上記に準ずるもの	0	0	0	-
利子補給に係るもの	104,590	112,486	124,370	0.0

将来負担比率の内訳

(千円・%)

区 分	R4年度決算	R5年度決算	分母比
分子 ①=②-⑩	632,505,683	623,916,035	164.5
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,699,146,889	1,689,988,427	445.7
一般会計等に係る地方債の現在高 ③	1,496,793,157	1,486,293,744	392.0
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	3,945,056	4,424,121	1.2
公営企業債等繰入見込額 ⑤	32,908,491	30,891,353	8.1
組合負担等見込額 ⑥	9,701,815	10,758,870	2.8
退職手当負担見込額 ⑦	155,789,772	157,614,945	41.6
設立法人の負債額等負担見込額 ⑧	8,598	5,394	0.0
連結実質赤字額 ⑨	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑩	-	-	-
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	1,066,641,206	1,066,072,392	281.2
充当可能基金 ⑫	118,473,258	135,134,143	35.6
充当可能特定歳入 ⑬	8,279,249	8,577,902	2.3
基準財政需要額算入見込額 ⑭	939,888,699	922,360,347	243.3
分母 ⑮=⑯-⑰	373,298,273	379,167,938	100.0
標準財政規模 ⑯	445,218,907	450,753,939	118.9
算入公債費等の額 ⑰	71,920,634	71,586,001	18.9
将来負担比率 ①/⑮	169.4	164.5	

④, ⑤, ⑧ の内訳				
債務負担行為に基づく支出予定額	PFI事業に係るもの	-	683,981	-
	いわゆる五省協定等に係るもの	-	-	-
	国営土地改良事業に係るもの	115,944	55,043	0.0
	地方公務員等共済組合に係るもの	2,674,038	2,344,613	0.6
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業会計	27,892,055	26,255,330	6.9
	病院事業会計	3,996,865	3,755,591	1.0
	地方卸売市場事業特別会計	780,269	691,860	0.2
	港湾整備事業特別会計	193,608	151,195	0.0
	水道事業会計	45,694	37,377	0.0
設立法人の負債額等負担見込額	第三セクター等	8,598	5,394	0.0

健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と公営事業会計以外の特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営事業会計（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。この指標は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などを対象としています。

※各年度の実質公債費比率をもとに、過去3か年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

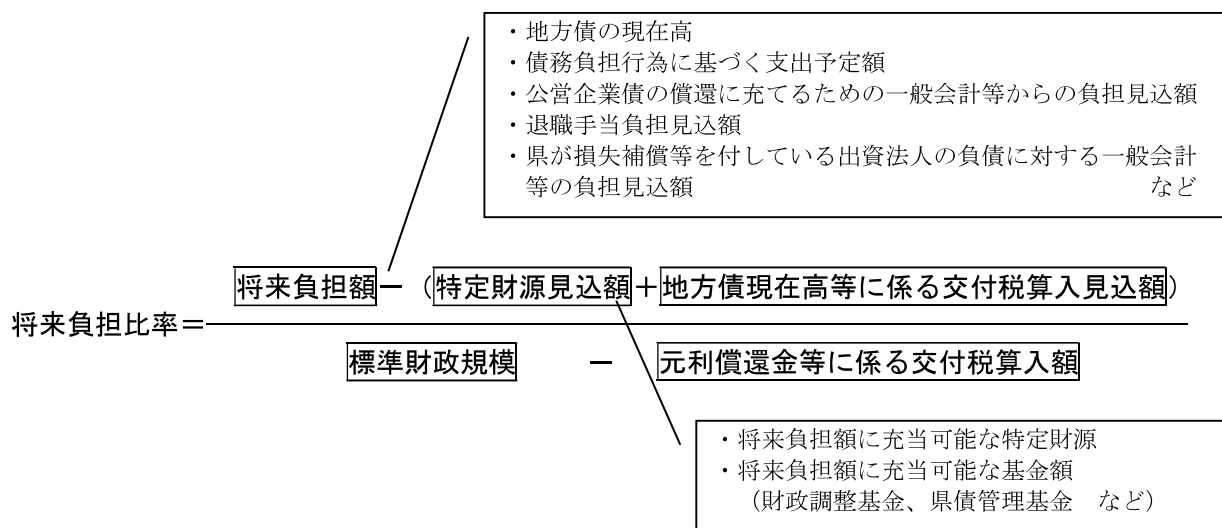
・地方債の元利償還金
 ・公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

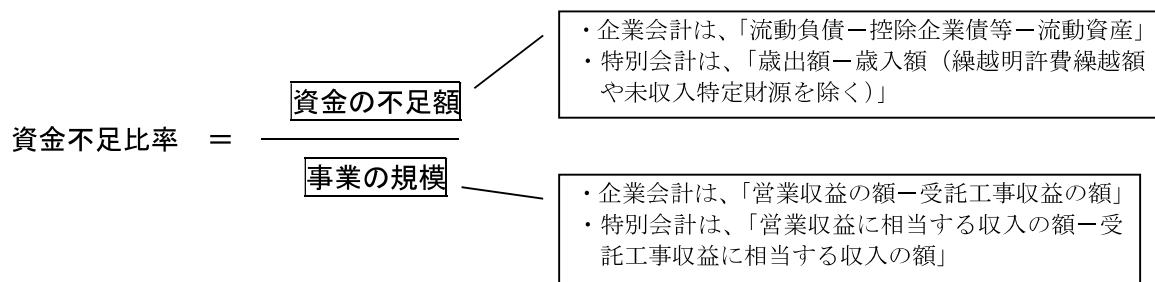
地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを示す指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

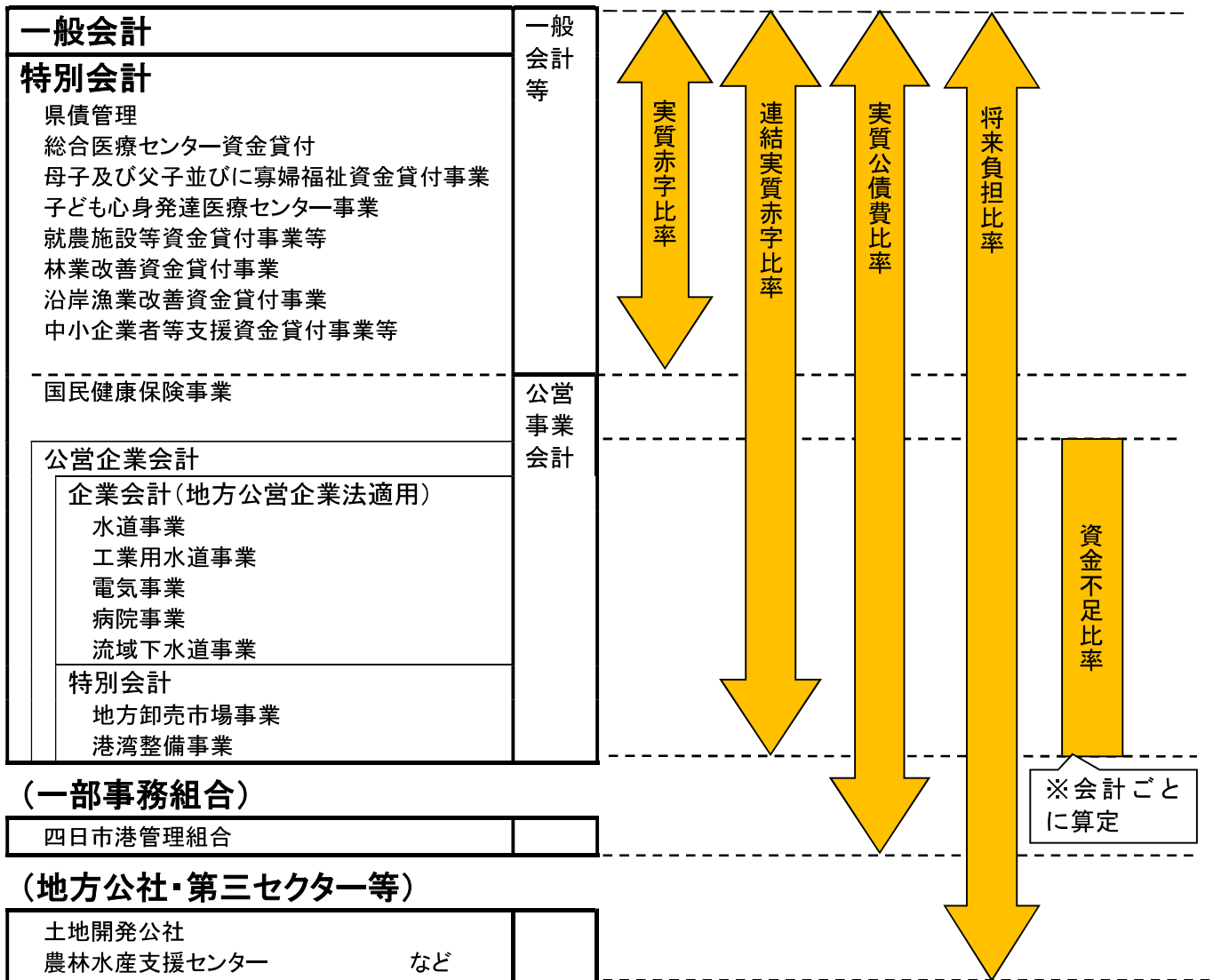


5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。



■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



2 本県独自の財政指標の活用による財政状況の把握

(1) 本県独自の財政指標の設定の背景と目的

地方公共団体は、議会や県民等の監視の下に、収支均衡のとれた財政運営を行い、財政の健全性を確保していくことが求められる中で、平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）」が施行されたことに伴い、決算に基づく健全化判断比率等を算定することとなりました。地方財政健全化法においては、健全化判断比率が、これまでのフロー指標とともにストック指標が位置づけられました。また、地方財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するため、その比率を監査委員の審査に付し、監査委員からの意見を付けて議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

これに加えて、本県では、県議会からご提言いただきました「財政の健全化に向けた提言」のご趣旨をふまえ、本県の財政状況に関し、議会や県民等の理解を深める一助として、平成20年度決算より、本県独自の財政指標を設定しています。

今後とも、健全化判断比率や本県独自の財政指標等を用いて、本県の財政状況を分かりやすくかつ客観的にお示しするとともに、本県の財政指標と全国自治体の財政指標とを比較することで、県の財政状況を多面的にチェックしていきます。また、事務事業の見直し等健全化の取組を行うことで財源を確保するなど持続可能な財政運営の確保に向けた歩みを着実に進めることで、必要な行政サービスの提供を継続しつつ、将来世代への過度な負担転嫁とならないような財政運営に努めていきます。

(2) 財政状況のチェックの観点と具体的な財政指標

ア 財政収支均衡の観点

地方公共団体が収支均衡のとれた持続可能な財政運営を行っていくには、弾力的な財政構造を実現することが必要です。財政構造の改善傾向が継続すると、一般財源の余剰幅が生まれ、基金などの将来に向けた財源確保が可能になります。このことにより、予期せぬ情勢変化などにも柔軟に対応でき、行政サービスを維持できる財源確保につながります。

このため、財政収支の面で現時点では実質収支がプラスで早期健全化団体に該当しない場合であっても、将来的に実質収支がマイナスに近づきつつあり、リスクが高まっている財政構造なのかをチェックするとともに、予期せぬ情勢変化に対応できる財源が確保されているかどうかを合わせてチェックすることが重要です。

〔チェック内容〕

- ・ 財政構造が安定的な収支均衡を継続できる状況なのか、収支がマイナスに陥る状況に近づきつつある状況なのか。
- ・ 情勢変化の際の財源不足に柔軟に対応できる財源が確保できているか。

〔チェック指標〕

① 『行政サービス経費硬直度』（フロー指標）

一般財源に占める、義務的・経常的な行政サービスの経費や人件費の経費の割合（「公債費を除く経常収支比率」で示される）。

⇒ 減少傾向であれば、収支均衡を継続でき、増加傾向であれば、収支がマイナスに近づきつつある（硬直度が高まる）状況を示しています。人件費や事務事業等の歳出削減を行うと、その成果が、短中期的な効果として、この指標に現れます。

②『財源不足対応度』（ストック指標）

標準財政規模に占める、財政調整のための基金残高と実質収支の剰余額の割合。

⇒ 財政調整のための基金や実質収支の剰余額は、翌年度の予算編成の際の財源不足を補うために活用できる財源です。増加傾向であれば、財政調整のための基金などの財源確保につながりつつある状況を示しています。県税収入等の一般財源の増加や歳出削減等を行うと、その成果が、中長期的な効果として、この指標に現れます。

イ 負債（公債費）の大きさの観点

地方財政健全化法においては、健全化判断比率として、単年度の公債費の大きさである「実質公債費比率（地方債協議制度の中でこれまでも活用）」に加え、将来の実質的な負債等の規模を測るストック指標である「将来負担比率」が規定されています。

これは、国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債（公債費）の大きさが、財政構造の硬直化と将来の財政収支のリスクにつながる要素となるからです。交付税措置のない地方債の発行額を抑制すると、単年度の公債費負担の軽減につながるとともに、地方債残高が抑制傾向となり、財政構造の改善を図ることにつながります。

このため、単年度の公債費やストック面での負債が大きすぎないかをチェックすることが重要です。

〔チェック内容〕

国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債（公債費）は大きくないか。

〔チェック指標〕

①『県民負担となる単年度公債費比率』（フロー指標）

留保財源に占める、交付税措置のない単年度の公債費の割合。

⇒ 留保財源とは、歳入のうち交付税（基準財政収入額）に算入されない財源で、交付税措置のない歳出に充てる財源とされています。県債償還期間が10年以上であることから、中長期的な効果として現れる指標です。

②『県民負担となる負債残高等比率』（ストック指標）

標準財政規模に占める、交付税措置のない負債残高等の割合（「将来負担比率」で示される）。

⇒ 県債残高の規模が既に大きくなっていることから、中長期的な効果として現れる指標です。

ウ その他の参考指標

①『プライマリーバランス』（フロー指標）

当該年度の歳入で行政サービスを提供しているかを示す指標。

⇒ 県債や基金に頼る財政運営になっている場合には、この指標はマイナスになります。

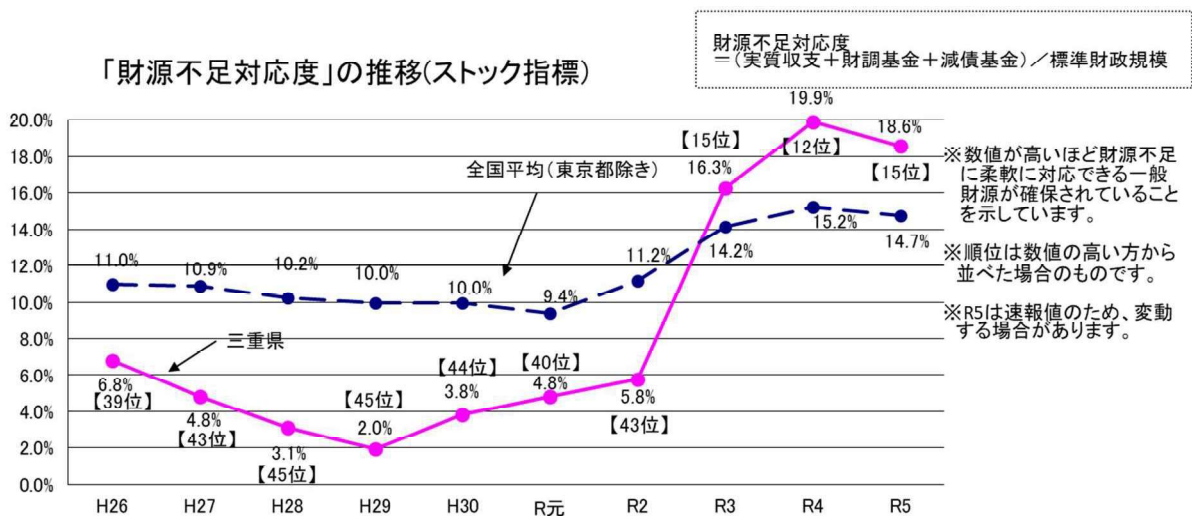
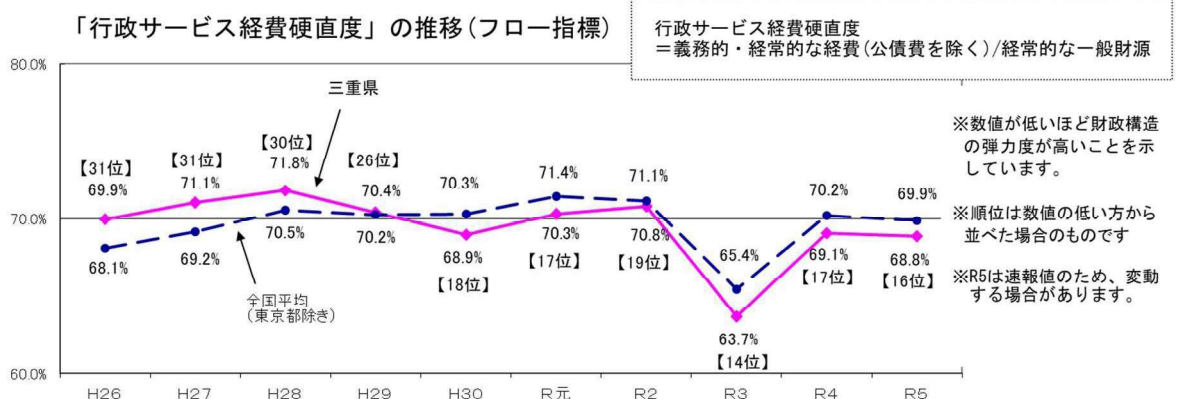
②『償還可能年限』（ストック指標）

当該年度の償還財源で、現在の負債残高を全て償還するのに必要となる年数。

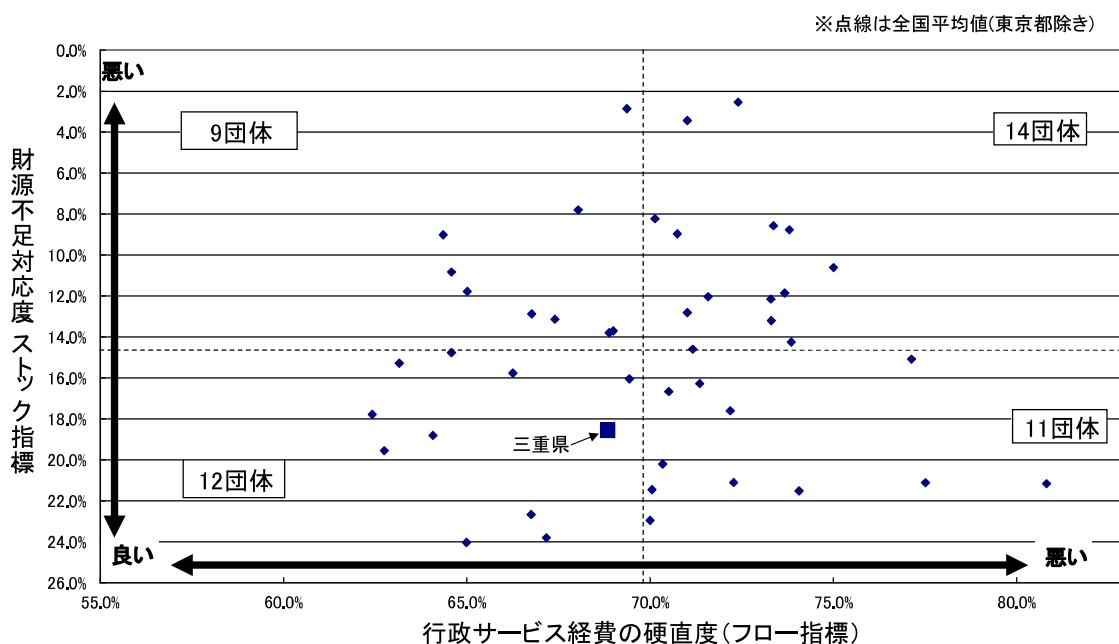
⇒ 県債残高が小さい場合や償還財源が大きい場合には、この指標は小さくなります。

(3) 令和5年度決算までの各財政指標の推移

ア 財政収支均衡の観点

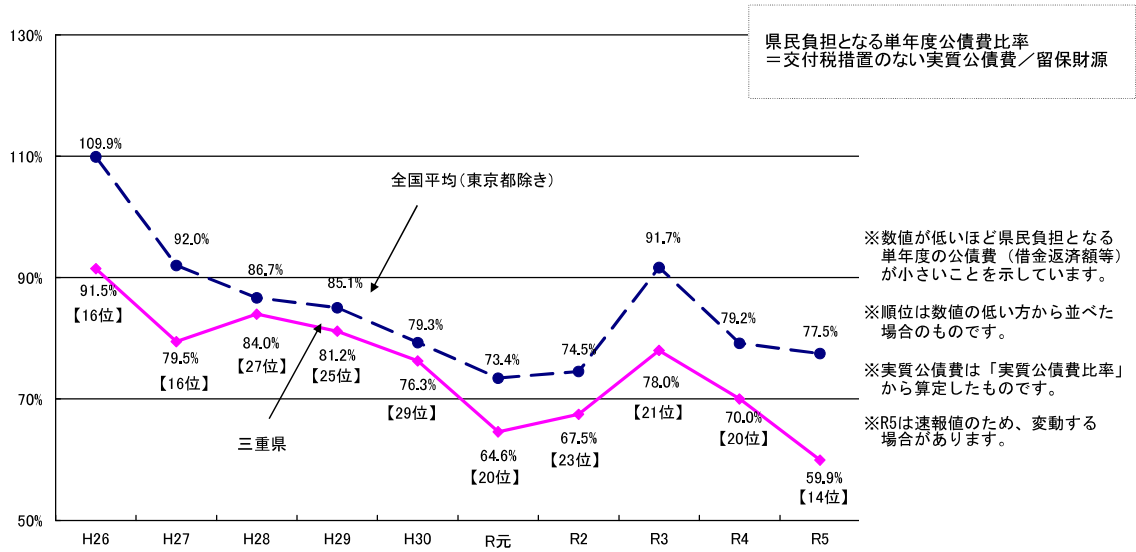


R5財政収支の状況(フローとストックの両面からみた場合)

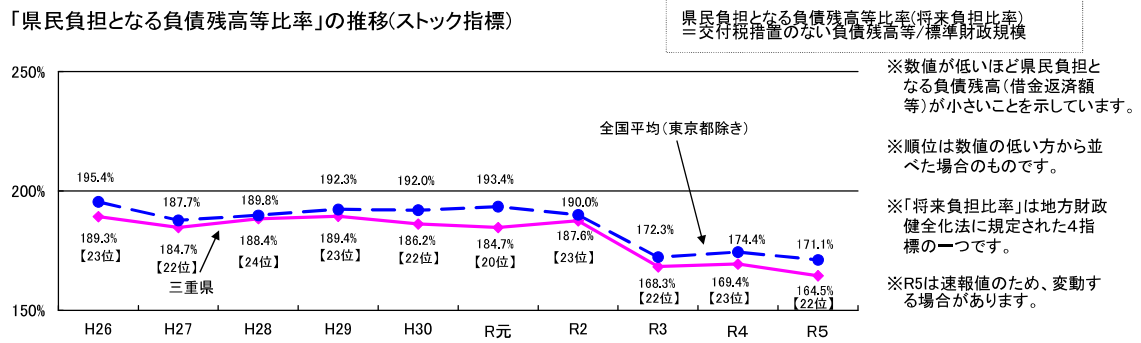


イ 負債(公債費)の大きさの観点

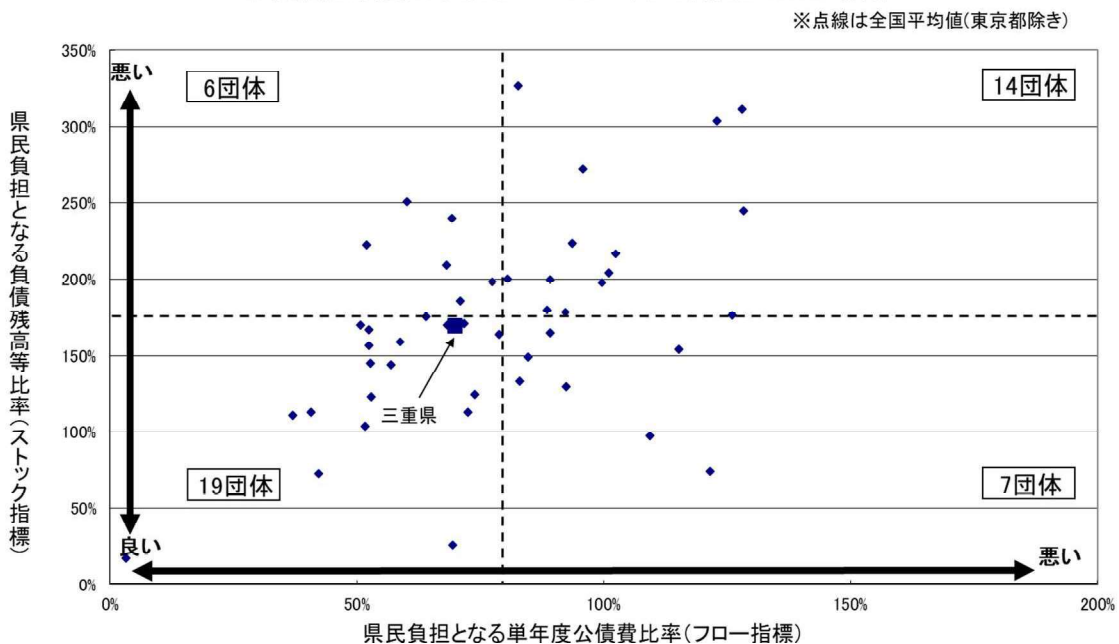
「県民負担となる単年度公債費比率」の推移(フロー指標)



「県民負担となる負債残高等比率」の推移(ストック指標)



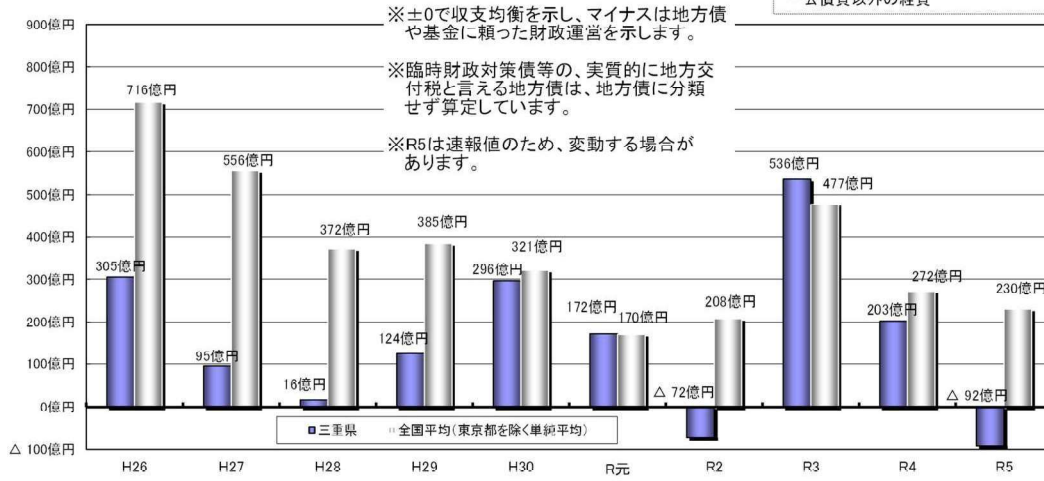
R5 負債(公債費)の状況(フローとストックの両面からみた場合)



ウ その他の参考指標

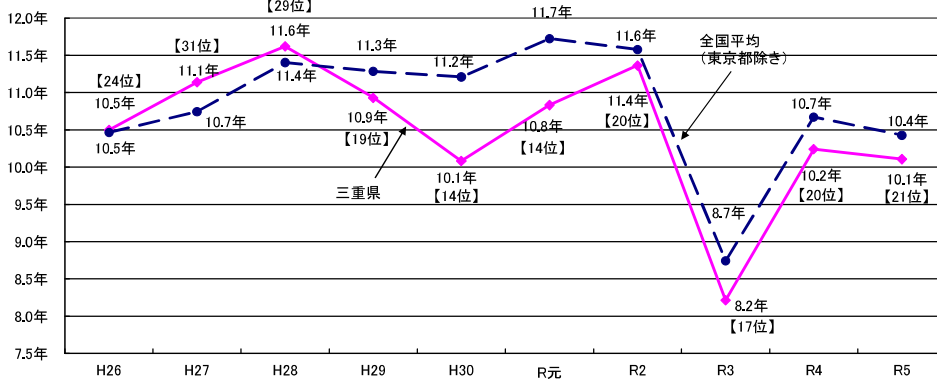
プライマリーバランスの推移(収支の状況)

プライマリーバランス
= 地方債や基金以外の県税などの当該年度の収入
- 公債費以外の経費



債務償還可能年限の推移(負債償還の負担の大きさ)

債務償還可能年限 = 地方債残高 / 償還可能財源



※数値が低いほど債務償還の負担が軽いことを示しています。

※順位は数値の低い方から並べた場合のものです。

※償還可能財源とは、当該年度の経常的一般財源収入のうち公債費に充当できる額です(R5本県の数値は、10.1年です。全ての地方債を償還可能財源で償還できる年限は約10年です。)

※R5は速報値のため、変動する場合があります。

